

クーデタ団布告、命令

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●国家平和秩序維持団の布告

[第1号]

- ①国家安全保障上の理由から政権掌握。
- ②政治、経済、社会のその他の改革のために三軍司令官、警察庁長官からなる国家平和秩序維持団によって、五月二二日一六時三〇分をもって政権を掌握。
- ③一般市民、公務員の通常通りの生活、業務の要請。
- ④武器を所持、保管する軍官、警察官、ボランティア兵その他の無許可での武器持ち出し禁止。
- ⑤在タイ外国人の保護、外交関係の維持。

[第2号]

五月二二日一六時三〇分より戒厳令を全土に施行する。

[第3号]

- ①全土で二二日から、二二時～五時の夜間外出禁止令。
- ②戒厳令に基づく係官の出動。

[第4号]

①官民のラジオ局②官民のテレビ局③衛星・有線テレビ局に対し、通常の放送を中止し、陸軍テレビ局（5チャンネル）の報道を放送するよう命令。

[捕捉説明（二二日一九時）]

- ①政治集会参加者は当局が用意したバス等で帰郷するように。
- ②夜間外出禁止時間帯に空港を利用しなければならない場合は、（検問の係官に通行要請できる。

[第5号]

- ①憲法の一時的施行停止（国王の部分を除く）
- ②現内閣の退任
- ③上院の継続
- ④裁判所の継続
- ⑤独立機関の継続

[第6号]

国家平和秩序維持団の任命。

- ①団長 プラユット陸軍司令官
- ②副団長 タナサック・パティマーパコン国軍最高司令官
- ③副団長 ナロン・ピパタナサイ海軍司令官
- ④副団長 プラティン・ジャントーン空軍司令官
- ⑤副団長 アドゥン・センシンケーオ警察庁長官
- ⑥事務局長 ウドムデート・セータブット陸軍副司令官

[第7号]

- ①5人以上の政治集会禁止
- ②政治集会参加者は帰宅する

[第8号]

夜間外出禁止令の対象外

- ①出入国者

②工場、病院、航空事業などの深夜勤務者
③冷凍・冷蔵倉庫の運送、期限のある、または損害が生じやすい商品の輸出入のための運送

④病院に向かう患者、人道に係る活動者など必要性ある者
⑤当局から許可を得た者

[第9号]

教育施設は五月二三～二五日、休日とする。

[第10号]

首相の権限は国家平和秩序維持団の団長、その他大臣の権限は同団長が委任した者の権限とする（プラユット陸軍司令官が暫定的に首相を代行）。

[第11号]

①第二条（国王規定）を除き憲法を廃止
②内閣は退任
③上院は現有議員で存続
④裁判所は審判を継続
⑤独立機関、憲法に基づく機関は任務を継続

[第12号]

オンライン社会メディアの経営者、関係者に暴動の煽動、デマ、法律軽視、平和秩序維持団に反対するような言論の流布のあるサービスの中止で協力を求める。中止しない場合は直ちにサービスを停止させ、違法行為者を呼び出し、法的手続きを取る。

[第13号]

重要人物の会議召集。以下の者は五月二三日一三時三〇分に指定された場所での会議に集まるように。

1、局長級以上の官公庁及び国営企業幹部、独立機関の代表、中部地方の県知事、工業連盟、銀行協会、商工会議所の代表は、ウィパワディ・ランシット通りの陸軍クラブ。

2、東北地方の県知事は、ナコンラチャシマ県陸軍第二管区スラナリー基地。

3、北部地方の県知事は、ピッサヌローク県陸軍第三管区ナレースアン基地。

4、南部地方の県知事は、ナコンシタマラート県陸軍第四管区ワチラウット基地。

[第14号]

国家平和秩序維持団の任務遂行への妨害、反対の禁止。

①マスメディアが公務員、学者、元司法公務員、元独立機関幹部などを招いて、対立、デマ、社会混乱、暴力衝突を生み出すような意見を表明させることを禁じる。違反があればそのマスメディアの経営者、関係者を呼び出し、法的手続きを取り、印刷物販売、放送を中止させる。

②県知事及び内務省の公務員、首都警察司令官、県警察本部長は集会または平和秩序維持司令部への反対行動を阻止する。阻止できないときはその地域の軍司令官に報告する。

[第15号]

以下のテレビ局、コミュニティ・ラジオ局の放送を禁止。

- 1、MV 5 衛星テレビ局。
- 2、DNN 衛星テレビ局。
- 3、UDD 衛星テレビ局。
- 4、アジアアップデート衛星テレビ局。
- 5、P & P 衛星テレビ局。
- 6、4チャンネル衛星テレビ局。
- 7、ブルースカイ衛星テレビ局。
- 8、FMTV 衛星テレビ局。
- 9、Tニュース衛星テレビ局。
- 10、ASTV 衛星テレビ局。
- 11、ホットTV
- 12、ボイスTV
- 13、レスキューTV
- 14、タイ国改革学生民衆ネットワークTV
- 15、法律に基づき免許を取得していないコミュニティ・ラジオ局。

[第16号]

省の次官が大臣の職務を代行。

[第17号]

インターネットを通じた情報公開で、全てのインターネット・サービス提供者は、

①デマ、煽動、混乱をもたらし、国家安全保障、公序良俗に影響する情報の公開を阻止する。

②二三日一〇時三〇分に国家通信放送委員会本部に出頭する。

[第18号]

全ての種類のマスメディア経営者、サービス提供者、社会オンラインを含む全種類の電子メディア提供者は、以下の形態の情報の流布を阻止する。

①国王、王族への不敬、虚偽内容

②国家安全保障に危険な内容、他者の名誉毀損となる内容

③国家平和秩序維持団、及びその関係者への批判、非難

④公務機関の任務遂行上の秘密

⑤混乱、対立の煽動

⑥国家平和秩序維持団とその関係者への反対行動呼びかけ

⑦民衆に恐怖を与える脅迫行為

[第19号]

追加出頭命令。局長級以上の官公庁及び国営企業幹部は、ウィパワディ・ランシット通りの陸軍クラブに二三日一三時三〇分に出頭するように。

[第20号]

各国外交団、国際機関代表、駐在武官に対し説明するため、二三日一六時にウィパワディ・ランシット通りの陸軍クラブに集まるよう招聘。

[第21号]

出頭命令が出された者に対して出国禁止措置。

[第22号]

行政担当配分。安全保障（４省）はタナサック国軍最高司令官、経済（７省）はプラチン空軍司令官、社会（７省）はナロン海軍司令官、司法（１省・２機関）はパイブン陸軍司令官補、特別分野（２０機関）はアドゥン警察庁長官が責任者。

●命令

[第１号]

ニワットタムロン首相代行、ポンテープ副首相、チャトゥロン教育相、ジャルポン内相ほか合計１８人の前閣僚に対し出頭命令（二二日一四時三〇分、陸軍第一歩兵大隊本部）。

[第２号]

２３人への追加出頭命令（二三日一〇時、テウェート通りの陸軍講堂）。ジンラック前首相、ソムチャーイ元首相、チャイシット元陸軍司令官などタクシン元首相の親族、前政権関係者。

[第３号]

１１４人への追加出頭命令（二三日一〇時、陸軍講堂）。タクシン元首相の親族、前政権関係者、武装闘争容疑者など。

* 以上、五月二三日六時半発表までの分を掲載。

●クーデタ団長の国王任命布告

プラユット・チャンオーチャー陸軍司令官を国家平和秩序維持団の長に任命する。

仏暦二五五七年五月二四日

●国家平和秩序維持団の布告

[第２３号]

放送再開許可。

①地上波ＴＶ局、②官公庁、国営企業、国のその他機関のラジオ局、③官公庁、国営企業、国のその他機関から免許、契約、事業権を得ているラジオ局は、通常の放送を再開できる。〔二三日一七時〕

[第２４号]

独立機関、司法機関の存続。

憲法付属法である①国家会計検査法（機関としては国家会計検査委員会）、②不正汚職防止取締法（国家汚職防止取締委員会）、③選挙委員会法、④国家オンブズマン法、⑤政治職者刑事訴訟法（最高裁判所政治職者刑事法廷）を継続施行する。〔二三日〕

[第２５号]

出頭命令にまだ応じていない者は五月二四日一六時まで出頭するように。違反者は禁錮2年以下、もしくは罰金4万バーツ、またはその併科に処する。

[二三日]

[第26号]

インターネット監視。

情報通信技術省次官がインターネット監視チームを任命。同チームにはウェブサイト、交流サイトなどでの好ましくない内容、写真、動画を監督し、サービスを中止させ、関係者を訴追する権限を持たせる。 [二四日]

[第27号]

放送再開許可。

①地上波アナログTV局、地上波デジタルTV局が通常の放送を再開。②衛星TV局・有線TV局は禁止態様の内容を除き放送再開、③TV局の代表は、五月二四日一六時に国家放送通信委員会本部に集合。 [二四日一五時]

[第28号]

五月二〇日と五月二二日の2回（戒厳令、クーデタ）について国王秘書局に書簡を提出、返書を得た（国王承認）。 [二四日一八時]

[第29号]

出頭命令に応じない者は禁錮2年以下、もしくは罰金4万バーツ、またはその併科に処するとともに、金融取引及び個人・法人の財産に係る手続を禁じる。

[二四日二一時二五分]

[第30号]

①上院議会は廃止する。②国会、下院議会、上院議会の権限は国家平和秩序維持団長の権限とする。 [二四日一九時]

[第31号]

商業省次官、財務省次官、国家経済社会開発委員会事務局長、予算局長、タイ中央銀行総裁、タイ証券取引所所長、経済3団体の代表を召集し、経済政策会議を五月二五日一〇時に陸軍クラブで開く。 [二四日二一時三三分]

[第32号]

無免許のコミュニティ・ラジオ局、試験免許取得のラジオ局は放送禁止。

[二四日二一時二三分]

[第33号]

裁判所、独立機関、その他機関に対し誤解、混乱、対立を生むような言論の禁止。 [二四日二一時二九分]

[第34号]

国家平和秩序維持団の構造変更。 [二四日]

[第35号]

①大臣の権限下にある計画／プロジェクトの許可は、その分野の責任者（布告第二二号に基づく軍人）に提出し、審査承認を得る。②計画／プロジェクト実施は予算認可をその分野の責任者に申請する。 [二四日二二時四四分]

[第36号]

夜間輸送について燃料油、ガスの事業者・輸送者の会議を五月二五日一四時に陸軍クラブで開く。 [二四日二三時四三分]

[第37号]

以下の事件を軍事裁判所の審判権限下に置く。

1、刑法典への違反

- ①不敬罪関連の第一〇七条～一一二条
- ②治安事件関連の第一一三～一一八条

2、国家平和秩序維持団の布告、命令への違反。

[二五日一六時三三分]

[第38号]

軍事裁判所の権限下にある罪状と権限下でない罪状を両方含む事件の裁判権は軍事裁判所にある。 [二五日二一時四一分]

[第39号]

(出頭命令に応じて) 出頭し、解放された者は定められた要件に従う。従わない者は禁錮2年以下、もしくは罰金4万バツ、またはその併科に処する。

[二六日二一時二九分]

[第40号]

戒厳令に基づき身柄を拘束され、解放された者は定められた要件に従う。従わない者は禁錮2年以下、もしくは罰金4万バツ、またはその併科に処する。

[二六日二一時三〇分]

[第41号]

1、出頭命令に違反した、または従わない者は禁錮2年以下、もしくは罰金4万バツ、またはその併科に処するとともに、金融取引及び個人・法人の財産に係る手続を禁じる。

2、命令第一二～一九号に基づく者で出頭しない者は五月二七日一〇～一二時に出頭するように。出頭しない場合は命令への違反、または従わない者とみなす。

[二六日二一時三一分]

[第42号]

夜間外出禁止時間の短縮。

- 1、五月二八日から外出禁止時間を〇〇時〇一分～〇四時〇〇分とする。
- 2、現金輸送事業者の除外。
- 3、運送事業者の除外。

[二七日二〇時五〇分]

[第43号]

子供、青少年の事件は軍事裁判所ではなく青少年・家庭裁判所の管轄とする。

[二七日二三時一五分]

[第44号]

法務省刑務局の刑務所は軍事裁判所の令状に従う（軍事裁判の受刑者収容）。

[二七日二三時二六分]

[第45号] 未公表

[第46号]

稲作農民に対する借金督促に係る違法行為への警告。

借金返済要求での暴力行為、脅迫行為は安全保障上の違法行為とみなす（軍事裁判所での裁判）。〔二九日一時五六分〕

〔第47号〕 未公表

〔第48号〕 未公表

〔第49号〕

政治集会支援の禁止。

5人以上の政治集会を支援、便宜供与する者は、集会についての違法行為に対する罰則の3分の2の刑に処される。〔三〇日二二時三四分〕

●命令

〔第4号〕

商業銀行、タイ中央銀行向けにサービスを提供するジーフォーエス・キャッシュ・ソリューション（タイランド）社及び同業者に、夜間の現金運搬と武器携帯を認める。〔二三日〕

〔第5号〕

追加出頭命令。

プラチャー・プロムノーク前副首相、ソンティ・リムトンクン（黄シャツ派リーダー）、スワット・リプタパンロップ（国家開発党顧問）など35人。

〔二四日〕

〔第6号〕

追加出頭命令。

パウイット・ローチャナプルック氏。

〔二四日二一時一五分〕

〔第7号〕

更迭人事。

1、アドウン・センシンケーオ警察庁長官を総理府付きに、

2、ワチャラポン・プラサーンラーチャキット警察庁副長官を長官代行に。

〔二四日一九時三一分〕

〔第8号〕

更迭人事。

1、タリット・ペンディット特別事件捜査局長を総理府付きに、

2、チャチャワーン・スックソムチット警察庁副長官を特別事件捜査局長代行に。

〔二四日一九時三四分〕

〔第9号〕

更迭人事。

1、ニパット・トーンレック国防省次官を総理府付きに、

2、スラサック・ガーンチャナラット国防省副次官を国防省次官代行に。

〔二四日一九時三九分〕

〔第10号〕

金融取引禁止。

- 1、ジャルポン・ルワンスワン氏（前内相、プアタイ党党首）、
- 2、チャトゥロン・チャイセーン氏（前教育相）。

①金融機関、保険会社、両替商、電子送金会社、証券預託センター、先物取引会社に2人の関係する取引を禁止。②今年三月一日から五月二四日までの取引を報告。③違反者は禁錮2年以下、もしくは罰金4万バーツ、またはその併科に処する。〔二四日二時四六分〕

〔第11号〕

更迭人事。

- 1、タウィー・ソードソン南部国境県行政センター事務局長を総理府付きに、
- 2、パーヌ・ウタイラット内務省審議官を南部国境県行政センター事務局長兼務に。

〔二四日二三時四二分〕

〔第12号〕

追加出頭命令。

パイウォン・テーチャナロン氏。

〔二四日二時四八分〕

〔第13号〕

追加出頭命令。

ジャンヤー・サワーンチット女史など6人。

〔二四日二三時四三分〕

〔第14号〕

追加出頭命令。

アナン・アサワポーキン（ランド&ハウス社長）、セーター・タウィーシン（センシリ社長）、タワッチャイ・ウィライラック（スマート社長）、プレミアムチャイ・ガンナスート（イタリアンタイ社長）など30人。

〔二五日二〇時五九分〕

〔第15号〕

追加出頭命令。

ウィタヤー・ブラナシリ元下院議員など3人。

〔二五日二〇時四三分〕

〔第16号〕

追加出頭命令。

チャイアナン・サムットワニット（政治学者）、ティーラユット・ブンミー（社会学者）など5人。

〔二五日二〇時五九分〕

〔第17号〕

夜間運送許可。

商品の夜間運送（陸上、水上、航空）を許可する。

〔二五日二〇時五〇分〕

〔第18号〕

追加出頭命令。

トライサック・イントララサミー陸軍大将など4人。

[二五日二三時〇三分]

[第19号]

追加出頭命令。

プラニー・エンアユラクーン女史など2人。

[二五日二三時五〇分]

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第22号]

1、顧問団の設置。

- ①顧問団長ブラウイット・ウォンスワン陸軍大将（元国防相）
 - ②副顧問団長アヌポン・パオチンダー陸軍大将（前陸軍司令官）
 - ③副顧問団長プリディヤトーン・テワクン元財務相・元タイ中央銀行総裁
- 以下顧問
- ④ソムキット・チャトウシーピタック元財務相
 - ⑤ナロンチャイ・アカラセラニー元商業相
 - ⑥ウィサヌ・クルアガーム元副首相（法律学者）
 - ⑦ヨンユット・ユッタウォン元科学技術大臣
 - ⑧イティポン・スパウオン空軍大将
 - ⑨ノッポン・インタパンヤー陸軍大将
 - ⑩ダーポン・ラタナスワン陸軍大将。

2、顧問団の権限義務。

[二六日]

[第23号]

追加出頭命令。

バンハーン・シラパーチャー元首相など16人。

[二六日]

[第24号]

賭博掃討。

- 1、平和秩序維持軍、内務省、警察庁は全ての違法賭博を厳密に取り締まる。
- 2、賭博を放置、または賭博に関係した者は規律違反審査、及び刑事裁判にかける。
- 3、1に基づく機関は毎日、賭博取締について報告する。

[二七日二〇時五二分]

[第25号]

追加出頭命令。

マーナット・トゥームタナサック警察巡査など7人。

[二七日二一時二一分]

[第26号]

出頭拒否者に対する金融取引の禁止。

- 1、ソムバット・ブンガームアノン氏（レッド・サンデー代表）、
- 2、プラシット・チャイシーサ氏（元スリン県選出下院議員）。

[二七日二三時一二分]

[第27号]

更迭人事。

- 1、トントーン・チャントランス総理府次官を総理府付きに。
- 2、パナッダー・ディサク内務省副次官が総理府次官代行を兼務。

[二八日二〇時四七分]

[第28号]

更迭人事。

- 1、チューキアット・ラタナチャイチャー内閣法制委員会事務局長を総理府付きに。
- 2、ディサタット・ホートラキット内閣法制委員会副事務局長が事務局長代行に。

[二八日二〇時四七分]

[第29号]

追加出頭命令。

ウィーラタット・パリヤウオン氏。

[二七日二一時二一分]

[第30号]

追加出頭命令。

アピラディ・スパン女史など9人。

[二九日一時四八分]

[第31号]

追加出頭命令。

スウィチャー・パニッチャポン氏など8人。

[二九日一時四八分]

[第32号]

戒厳令に基づく軍担当官を任命。国軍最高司令官、各軍司令官、及び管区司令官を戒厳令に基づく権限を行使する軍担当官に任命。五月二二日に遡って施行。 [二九日一二時〇六分]

[第33号]

金融取引、財産取引の検査委員会設置。

国税局長、麻薬取締委員会事務局長、資金洗浄取締委員会事務局長、特別事件捜査局長の4人で構成。

[二九日一時五三分]

[第34号]

追加出頭命令。

ジラナン・チャンタウオン女史など17人（赤シャツ派活動家）。

[二九日二〇時三〇分]

[第35号]

追加出頭命令。

コーソン・パタマ氏など5人（赤シャツ派活動家）。

[二九日二二時三五分]

[第36号]

追加出頭命令。

ゴートム・アリヤー氏など6人（赤シャツ派シンパ）。

[二九日二二時三九分]

[第37号]

武器違法所持者への呼びかけ。

武器を違法に所持する者は六月一〇日までに地域の武器登録官に差し出せば罪を問わない。 [二九日二二時五二分]

* 以上、五月三〇日発表までの分を掲載。

●国家平和秩序維持団の布告

[第45号]

タイTV世界放送の再開。

タイTVグローバルネットワーク（陸軍テレビ局5チャンネルの在外タイ人向け放送）の放送再開許可。 [五月二九日]

[第47号]

会計検査院総裁が国家会計検査委員会と同委員長の権限を代行する。 [五月二九日]

[第48号]

憲法裁判所、選挙委員会、国家オンブズマン、国家汚職防止取締委員会、国家人権委員会は、全憲法の規定に沿って空席になった地位の人選を進めることができる。 [五月二九日]

[第50号]

兵器所持・使用事件の軍事裁判書の裁判権。

1、五月二二日一四時三〇分以降の兵器に係る犯罪は軍事裁判所が審判権限を有する。

2、ただし未成年者の犯罪は青少年・家庭裁判所の管轄とする。

3、司法裁判所で審判中の事件には影響しない。

[五月三〇日]

[第51号]

地方選挙の選挙違反の裁判権。

今後の地方自治体の首長、議員選挙の選挙関連訴訟においては、控訴審裁判所（高等裁判所）が権限を有する。 [五月三一日二二時〇六分]

[第52号]

観光地の夜間外出禁止令の解除。

六月三日にチョンブリ県パタヤ市、スラータニ県サムイ郡、プーケット県での夜間外出禁止措置を解除。 [六月三日一四時二二分]

[第53号]

武器所持者への特赦対象の例外。

五月二九日付けの国家平和秩序維持団布告第37号（武器所持者が武器を引き渡した場合の特赦措置）の対象に、五月二九日までに逮捕された者、被疑者、被告になった者、捜査中、訴訟中の者は含まない。〔六月四日一時一五分〕

〔第54号〕

観光地の夜間外出禁止令の解除。

六月六日にペチャブリー県チャム郡、プラチュアップキリカン県フアヒン郡、パンガー県、クラビー県での夜間外出禁止措置を解除。〔六月六日二時五七分〕

●命令

〔第20号〕 未公表

〔第21号〕 未公表

〔第38号〕

安全保障面の顧問・連絡調整団の任命。

顧問団長デラデート・モーカサミット陸軍大将、副顧問団長スラサック・ガンチャナラット陸軍大将、事務局長ウィット・シープラサート陸軍大将、顧問27名。〔五月二九日〕

〔第39号〕

人事権委譲。

国家安全保障会議事務局、平和秩序維持軍司令官および第1～4陸軍管区の司令官に、国家平和秩序維持団の構造に基づく担当官の人事権限を付与。〔五月二九日〕

〔第40号〕

更迭人事。

パサン・テープラック駐ロンドン大使を総理府付きに異動。〔五月三〇日〕

〔第41号〕

麻薬掃討。

①平和秩序維持軍、内務省、警察庁、関係機関は麻薬製造、販売、輸出入を厳しく取り締まり、全国の村落、コミュニティにおける麻薬ネットワークを掃討する。②娯楽場、寮、アパート、ゲストハウス、スヌーカー場、工場で麻薬に係る犯罪があった場合、その所有者、事業者は厳しく罰する。③責任機関は麻薬中毒者のリハビリを急ぐ。④麻薬取締委員会事務局は以上の任務を追跡し、継続的に報告する。〔五月三十一日二時一四分〕

〔第42号〕

追加出頭命令。

①カーロム・ポラポンクラーン氏、②ルアングライ・リキットワタナ氏。

（プアタイ党関係者）〔六月一日二時二五分〕

〔第43号〕

追加出頭命令。

①ナリット・サウエンチット警察大将、②プラパット・ジョンサグアン国鉄総裁など8名。（プアタイ党関係者）〔六月一日二時一九分〕

[第44号]

追加出頭命令。

①スターチャイ・ジムプラサート氏（チュラロンコン大教員）など28名。
（クーデタ反対集会の関係者ほか） [六月一日二時三六分]

[第45号]

国家予算歳出追跡・検査委員会の設置。

①委員長／陸軍経理局長、第1副委員長／財務省次官、第2副委員長／国家会計検査院総裁、第3委員長／予算局長、委員11名。 [六月三日一八時四一分]

[第46号]

追加出頭命令。

①カンチャイ・ブンパーン氏（マティチョン新聞社主）、②バンポット・ダマーポン氏（タクシン元首相の親族）。 [六月三日二〇時四九分]

[第47号]

各種委員会の存続。

①法律、規則、または内閣の命令もしくは決定により設置された委員会の委員長、副委員長、委員は国家平和秩序維持団の各分野の責任者、副責任者がその任務を果たし、首相または内閣の権限を有する国家平和秩序維持団団長の委任によって任務を果たすものとみなす。②大臣が委員長、副委員長、委員であった委員会では、省次官がその任務を果たす。③任務遂行で問題がある場合は平和秩序維持団団長または各分野の責任者に相談する。 [六月三日一時二一分]

[第48号]

追加出頭命令。

ソムチャーイ・ソーンウボン氏など3名。（タクシン元首相に近い人物）
[六月四日二二時三六分]

[第49号]

追加出頭命令。

①ジャイ・ウンパコーン氏（社会主義者、イギリス逃亡中）、②チャカポップ・ペンケー氏（元赤シャツ派強硬派、カンボジア逃亡中）など18名。（不敬罪容疑者で海外逃亡中の者） [六月四日二二時四一分]

[第50号]

追加出頭命令。

①タノン・シリプリチャーポン氏など12名。（麻薬取引ブラックリスト記載者） [六月六日二二時]

* 以上、六月六日発表までの分を掲載。

●国家平和秩序維持団の布告

[第55号]

投資委員会（BOI）の委員任命。

①委員長／プラユット・チャンオーチャー国家平和秩序維持団（NCPPO）
団長

②副委員長／プラチン・ヂャントーンNCPPO経済分野責任者

委員／③チャッチャイ・サーリガラヤNCPPO経済分野副責任者、④ウィト
ーン・シマチョークディ工業省次官、⑤ランサン・シーウォラサート財務省次
官、⑥シーラット・ラッタパーナ商業省次官、⑦アーコム・トゥムピタヤーパ
イシット国家経済社会開発委員会（NESDB）事務局長、⑧イサラ・ウォン
クソンキット・タイ商業会議所会頭、⑨スパン・モンコンスティー・タイ工業
連盟会長、⑩ブンタック・ワンジャルーン・タイ銀行協会会長、⑪プラサー
ン・トライラットウォラクン・タイ中央銀行総裁、⑫サティット・リムポンパ
ン・タイ証券取引所理事長

顧問／⑬テーウィン・ウォンワニット・タイ経営協会会長、⑭ペンティッ
プ・ポーンチャデッド・タイ中小企業振興協会会長、⑮ソムチャーイ・ハーン
ヒラン工業経済事務局長、⑯プラキット・チナアモンパン・タイホテル協会会
長、⑰パカポン・ガームラック・タイ小売協会会長

委員兼事務局長／⑱ウドム・ウォンウィワットチャイ。

[六月七日一八時五三分]

[第56号]

追加外出禁止令解除。

①トラート県コ・チェーン郡、②ソクラー県ハジャイ郡、③スラータニ県
コ・パガン郡。

[六月八日二〇時〇九分]

[第57号]

憲法付属法の継続施行。

①下院議員選挙・上院議員選出法（ただし選挙・選出は一時的に中止）。②
政党法（ただし政党の政治集会・活動、政党の新設、登録は一時的に中止）。
③国民投票法。

[六月七日／発表は六月九日]

[第58号]

地方選挙に係る訴訟審判権限。

①五月三十一日付けの布告第51号を廃止。②地方自治体の議会・行政者選挙
に係る訴訟は控訴審（高等）裁判所が権限を有する。③選挙委員会から控訴審
に訴えがあった時、その議員・行政者は任務から離れる。④選挙委員会は地方
選挙投票日から60日以内に選挙結果を発表する。

[六月六日／発表は六月九日]

[第59号]

武器、爆弾所持者への特赦における期限延長。

五月二九日付けの布告第三七号で定めた武器、爆弾などの所持者に対する特
赦措置の期限を延長し、六月二五日までに当局に提出すれば罪を問わない。

[六月一〇日二〇時四九分]

[第60号]

追加外出禁止令解除。

①カンチャナブリ県②ラチャブリ県③ペチャブリ県カオヨーイ郡、ノンヤープローン郡、ターヤーン郡、バーンラード郡、バンレーム郡、ゲーンクラチャン郡、ムアン郡④ラヨン県⑤チャンタブリ県⑥トラート県クロンヤイ郡、カオサミン郡、ボーライ郡、レムゴープ郡、コ・グード郡、ムアン郡⑦ナコンパノム県⑧サコンナコン県⑨ロイエット県⑩ルーイ県⑪スリン県⑫ターク県⑬スコタイ県⑭メーホンソーン県⑮ウタラディット県⑯プレー県⑰ナーン県⑱ソクラー県サダオ郡、ムアン郡⑲トラン県⑳サトゥン県。

[六月一〇日二〇時五九分]

[第61号]

中小企業振興委員会（非常設）の任命。

委員長／プラユット・チャンオーチャー国家平和秩序維持団（NCP O）団長

副委員長／プラチン・ヂャントーンNCP O経済分野責任者

委員

財務省次官など10人。

[六月一〇日一二時四五分]

[第62号]

銃器、爆弾所持者への特赦（追加）。

五月二九日付けの布告第三七号、六月一〇日付けの布告五九号に定めた以外の無免許または免許書交付を法律で禁じている銃器、爆発物について、六月二五日までに当局に提出すれば罪を問わない。

[六月一日一四時五三分]

[第63号]

司法手続きに係る方針。

裁判所、国家汚職防止取締委員会、その他独立機関、検察庁、警察庁、特別事件捜査局、行政汚職防止取締委員会、国のその他機関は平等に、明白な基準をもって司法手続を進め、対立につながるような手続はとらない。

[六月一日付け／六月一三日一時〇四分]

[第64号]

全土での外出禁止令解除。

[六月一三日二一時一八分]

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第51号]

国家平和秩序維持団実践センター（ソーポーコー・コーソーチャー）の設置。
各部門の行政・統治を追跡、連絡調整、分析、計画、事務処理、支援するセンターを設置する。

[六月六日]

[第52号]

追加出頭命令。

ポンサック・シーラムン氏など3名。（麻薬取引ブラックリスト記載者）

[六月八日二一時四二分]

[第53号]

追加出頭命令。

アリスマン・ポンルアンローン氏など13名。（前政権・与党関係者）

[六月八日二一時四六分]

[第54号]

国家エネルギー政策委員会の任命。

委員長／プラユット・チャンオーチャー国家平和秩序維持団（NCP O）団
長

副委員長／プラチン・ヂャントーンNCP O経済分野責任者

委員

チャッチャイ・サーリガラヤNCP O経済分野副責任者など16人。

[六月九日一三時五六分]

[第55号]

エネルギー政策運営委員会の任命。

委員長／プラチン・ヂャントーンNCP O経済分野責任者

委員

国防省次官など10人。

[六月九日一三時五七分]

[第56号]

エネルギー保全振興基金理事会の任命。

理事長／NCP O事務局長、理事／陸軍経理局長など13人。

[六月九日一三時五八分]

[第57号]

追加出頭命令。

ジャルポン・ルアンスワン氏（前内相）など13名。（赤シャツ派関係者で
第1回目の出頭命令に応じていない者）

[六月九日一七時五九分]

[第58号]

追加出頭命令。

チャイワット・ニンチャムナーン氏など17名。（赤シャツ派関係者）

[六月九日二一時四八分]

[第59号]

外国人労働者問題管理政策委員会の任命。

委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）副団長

副委員長／労働省次官

委員／国防省次官など23人。

[六月一〇日二一時三〇分]

[第60号]

外国人労働者問題管理連絡調整小委員会の任命。

委員長／国軍参謀長
副委員長／雇用斡旋局長
委員／陸軍参謀長など20人。

[六月一〇日二二時〇三分]

[第61号]

追加出頭命令。

ランサリット・ティヤノー氏など4名。(赤シャツ派関係者)

[六月一〇日二一時四六分]

[第62号]

官僚人事。

①スウィチャック・ナークワチャラチャイ下院事務局長を総理府次官室付きに。下院副事務局長を下院事務局長代行に。②アタポン・ヤイサワーン検察庁長官(検事総長)を総理府次官室付きに。同副長官を長官代行に。③スラチャイ・シーサラカム情報通信技術省次官を総理府次官室付きに。同省審議官を次官代行に。

[六月一一日二一時〇三分]

[第63号]

追加出頭命令。

イサラ・ソムチャイ氏など12名。(反タクシン派関係者)

[六月一〇日二一時四六分]

[第64号] 未公表

[第65号]

追加出頭命令。

ガンヤパック・マニーチャック女史など6名。(赤シャツ派関係者)

[六月一三日二二時三五分]

* 以上、六月一三日発表までの分を掲載。

●国家平和秩序維持団の布告

[第65号]

テレビ放送再開許可。

①ボイスTV(地デジ) ②Tニュース(衛星テレビ)に対し、放送再開を許可。

[六月一四日二〇時五八分]

[第66号]

ラジオ放送再開許可。

国家放送通信委員会から試験営業免許を受けたラジオ局に対し放送再開を許可。

[六月一四日二一時〇一分]

[第67号]

外国人労働者に対する一時的対策。

- 1、違法外国人労働者摘発、掃討の方針はない。
- 2、現在の方針は、外国人労働者管理策として、事業者、使用者に雇用している外国人労働者の氏名リストを作成させることである。違法行為、不正雇用の防止、公正な扱い、人権保護、外国に説明する目的からである。
- 3、外国人労働者の問題を解決するための法規改正は検討の段階にある。
- 4、外国人労働者に恐怖心を植えつける情報を流す者、グループは、違法労働者から利益を得ようとする者たちか、賃金支払いを逃れようとする者である可能性がある。そうした行為をなす者を見つけた場合は当局に通報するように。
- 5、外国人労働者を雇用する事業者、使用者は被雇用者によく説明し、問題解決に協力するように。
- 6、事業者、使用者、外国人労働者、担当官で外国人労働者に係る件で疑問がある者は、当局に通報または問い合わせるように。
- 7、タイ国は人権団体や国際社会から人権侵害、人身売買、奴隷労働、労働者虐待といういわれのない非難を浴びており、タイ国、ひいては国家平和秩序維持団への信頼感に影響を及ぼしている。
- 8、パニックを起こさず、経済システムに影響しないよう、また外国人労働者の母国の理解が得られるようにするため、外国メディア、各国際機関の理解を求める。五月二〇日から現在までに係官が武器を使って外国人労働者を殺害した、虐待した事実はない。
- 9、警察官、入国管理局、国防省、労働省、内務省、関係する軍機関、公務機関は以上の第1項から第8項までを指針として行動する。

[六月一六日二二時三三分]

[第68号]

人身売買防止取締、第1期外国人労働者問題解決に対する一時的な緊急対策。

- 1、外国人労働者を使用する事業者、使用者、特に漁業及び関連事業の事業者、使用者は、外国人労働者の保護、強制労働がないよう法律に従った行動を取るように。現在、国家平和秩序維持団は事業者、使用者に対し、その監督下にある外国人労働者全員のリストを作成させ、今後の秩序整理をしやすくする措置をとっている。
- 2、事業者、使用者、タイ国内に滞在する外国人労働者は、当局が定めた指針の実施で協力するように。第1期対策では厳しい対処を緩和し、人権保護の原則に従った保護を提供する。
- 3、全公務機関、国の関係機関は、人身売買、外国人労働者の違法入国への関与者を防止、取り締まるために法律の適用を急ぐように。
- 4、国の職員で人身売買、特に違法外国人労働者、児童・女性労働、外国人労働者の違法入国を放置する、関係する、不当な利益を得る者は直ちに規律違反追及及び刑事訴追する。
- 5、友好国（近隣国）、国際社会と協力しながら、労働者の権利、人権の世界基準に従う。
- 6、外国人労働者問題解決政策委員会は以上の第1項から5項までの実施結果を追跡し、国家平和秩序維持団に報告する。

[六月一七日一四時二六分]

[第69号]

来年度県予算申請。

1、統合的県行政委員会、統合的県グループ行政委員会は来年度行政計画を策定し、公務制度開発委員会事務局に提出。

2、公務制度開発委員会事務局と国家経済社会開発委員会事務局は提出された来年度県・県グループ行政計画を審査。

3、国家平和秩序維持団団長が承認すれば、予算局に提出。行政計画の予算局提出をもって各県・県グループの予算申請とする。

[六月一九日二〇時三八分]

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第64号]

森林資源保護。

違法森林伐採、違法木材取引・加工の取締を強化。

[六月一四日二一時〇八分]

[第66号]

森林資源保護。

1、国内治安維持本部を森林侵入防止取締での責任機関に追加。

2、関係する全機関は以下の一時的な執行方針を堅持する。

2・1、対策措置は新規に侵入する者が対象で、本命令の施行前に森林区域内に居住している貧困者、低所得者、土地なし農民には影響しないようにする。

2・2、現時点の緊急実施は新たな侵入を許さないことで、厳しく法律を適用する。

2・3、関係機関は制度的解決に向けた方策、実施方法を検討し、国家平和秩序維持団に提案する。

2・4、すでに司法手続がとられている件は終結までそのまま続行する。

[六月一七日一七時〇八分]

[第67号]

経済問題解決のための官民合同委員会の設置。

委員長／国家平和秩序維持団団長

副委員長／国家平和秩序維持団副団長

委員／財務省次官など17人

[六月一六日付け／六月一七日一七時〇三分発表]

[第68号]

追加出頭命令。

スワンナー・ターンレック女史など33人（赤シャツ派、反タクシン派関係者ほか）

[六月一七日一八時三五分発表]

[第69号]

不正汚職問題防止解決対策。

1、全公務機関、国家機関は不正汚職対策を定める。このときグッドガバナンスと開かれた検査を重視する。

2、公務員、国の職員に不正汚職の疑いがあるとき、当該機関の長は行政規則法令等に基づき対処する。

3、調達、雇用で各機関の長は汚職防止取締法令の規定に従って監督、実施する。

4、公務機関、国家機関の長が第2項、第3項に従わない場合は規律違反追及または刑事訴追する。

5、国家汚職防止取締委員会事務局は第1項～第4項に基づく実施結果を国家平和秩序維持団に報告する。

[六月一八日二〇時三六分発表]

[第70号]

官僚人事。

1、プラウィット・キアンポン雇用局長を総理府次官室付きに。

2、スマート・マホーソット労働省副次官を雇用局長代行に。

3、デーチャー・プルックパタナラック外国人労働者管理事務所長を総理府次官室付きに。

4、ピチット・ニラトーンカム・チョンブリ県雇用事務所長を外国人管理事務所長代行に。

[六月一九日一三時五九分]

* 以上、六月二〇日（金）発表までの分を掲載。

●国家平和秩序維持団の布告

[第70号]

外国人労働者・人身売買問題解決における臨時措置。

1、サケーオ県、チャンタブリ県、トラート県、スリン県においてカンボジア人労働者復帰コーディネートセンターを六月二六日に設置する。当該センターはタイ国内での就労復帰を希望するカンボジア人労働者に一時入国許可書を交付する。当該センターの運営は内務省が主となり、労働省、出入国管理局、その他関連機関が協力する。

当該センターはカンボジア人労働者の人別帳を作成し、身分証明書を交付する。

2、タイ国内での就労復帰を望むカンボジア人労働者は、かつてタイ国内で就労していたかどうかを問わず、七月二五日までにカンボジア人労働者復帰コーディネートセンターに就労希望を届け出て、それ以降は既存の関連法律に従う。

使用者が外国人労働者の求人票、またはかつて自己のもとで就労していた外国人労働者の氏名リストを提出した場合、当該センターは就労希望者を斡旋し、

または就労希望者が氏名リストと合致していれば使用者に迎えに来させ、一時就労許可書を申請させる。

カンボジア人労働者復帰コーディネーターセンターは第2段に基づき使用者が迎えに来た就労希望者に一時入国許可書を交付する。当該許可書の期限は交付日から60日とする。当該許可書を取得したカンボジア人労働者は取得日から就労することができる。

3、使用者が第2項に基づきカンボジア人労働者を迎えた後、当該労働者を連れて、事業所のある地域の第4項に基づく外国人労働者登録サービスワンストップセンターで、一時就労許可書を申請する。

第1段に基づく一時就労許可書の期限は一時入国許可書の残り期限と同じとする。

4、ミャンマー、ラオス、カンボジアの外国人労働者に一時就労許可書を交付し、外国人労働者を秩序づけるために、全県に外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターを設置する。当該センターの運営は内務省が主となり、労働省、保健省、出入国管理局、その他関連機関が協力する。最初のワンストップセンターは六月三〇日にサムットサーコン県に設置し、残りの県は国家平和秩序維持団の定める期日に従う。

外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターは内務省が定める原則・方法に従い、外国人労働者の人別帳を作成し、身分証明書を交付するとともに、健康検査する。

5、法律に基づく許可を得ずに入国した、もしくは滞在している、または許可の期限が過ぎている、もしくは法律に基づき許可を得ずに就労しているミャンマー、ラオス、カンボジアの外国人労働者は、外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターに出頭する。

外国人労働者が使用者を伴い出頭し、就労希望を届け出た場合、当該ワンストップセンターは審査し、一時就労許可書を交付する。当該許可書の期限は交付日から60日とし、当該許可書を取得した日から就労することができる。

6、本布告に基づき一時就労許可書を取得したミャンマー、ラオス、カンボジアの外国人労働者は、法律に基づく一時滞在許可と労働許可書の交付のために、国籍証明手続に入らなければならない。

7、本布告に基づく一時入国許可書と一時就労許可書は、以下の場合に失効する。

(1) 精神障害、伝染病罹患、または労働の障害となる健康上の問題がある。

(2) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く。

(3) 反社会的な人物、民衆の安寧・国家安全保障にとって危険な者、外国で逮捕状が出た者である。

(4) 売春、児童・婦人売買、麻薬取引、脱税、または公序良俗に反する行為のために入国したと疑える者である。

8、本布告に基づく一時入国許可書と一時就労許可書を取得した外国人労働者は、当該許可書の期限内であれば移民法の一部規定の適用を猶予される。

9、事業者、使用者、外国人労働者は当局が定めた指針に基づく実践で協力する。一時入国許可書と一時就労許可書の期限が切れれば厳しく法律を適用する。

10、外国人労働者の違法な輸入、人身売買を見逃した、または不法利益を得た国の職員は規律違反調査とともに刑事訴追する。

11、関係機関は本布告を指針とし、事業者、使用者、外国人労働者に広報する。

12、六月二五日付けの国家平和秩序維持団命令第73号に基づく外国人労働者・人身売買問題管理政策委員会は、本布告に基づく実施を監督、追跡し、国家平和秩序維持団に報告する。

[六月二五日二二時四八分]

[第71号]

国家会計検査委員会・国家会計検査院総裁の選出。

1、五月二九日付けの会計検査院総裁が国家会計検査委員会の権限を代行する件についての布告第47号を廃止。

2、憲法付属法である国家会計検査法令の一部条項を廃止。

3、憲法裁判所長官を委員長とする7人からなる国家会計検査委員会・選出委員会を設置、ほか。

[六月二七日一八時〇九分発表]

[第72号]

汚職防止取締法令に基づく県汚職防止取締委員会の選出。

1、汚職防止取締法令の第103/12条の内容を改正。

2、国家汚職防止取締委員会副事務局長または同事務局長補など5人からなる選出委員会を設置、ほか。

[六月二七日一九時四三分発表]

[第73号]

国の職員の動員、使用。

国家平和秩序維持団または内閣は国の職員を動員して、協力させることができる。

[六月二七日一九時四二分発表]

[第74号]

電子会議。

①国会審議②裁判所の判決・命令③公務機関の任用調達④内閣が定めたその他会議を除き、電子会議（テレビ／ビデオ会議）でも可。

[六月二七日二二時四四分発表]

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第71号]

アセアン共同体準備センターの設置。

1、アセアン共同体にタイ国が加わる準備態勢を整えるためのセンターを設置し、その委員会が運営する。

2、アセアン共同体準備センター委員会を設置する。

2・1、構成は委員長／国家平和秩序維持団副団長（安全保障担当責任者）、副委員長／国家平和秩序維持団副団長（社会・心理担当責任者）、国家平和秩序維持団副団長（経済担当責任者）、国防省次官。委員／国軍最高司令部代表など33人。

[六月一九日付け／六月二三日一六時一四分発表]

[第72号]

特別経済開発区政策委員会の設置。

1、委員長／国家平和秩序維持団副団長、または国家平和秩序維持団副団長が委任した国家平和秩序維持団副団長。

委員／総理府次官など19人。

2、権限・義務。

[六月一九日付け／六月二三日一二時〇七分発表]

[第73号]

外国人労働者・人身売買問題管理政策委員会の設置。

委員長／国家平和秩序維持団副団長（安全保障担当責任者）。

副委員長／国軍最高司令官または委任された者、労働省次官、社会開発・人間安全保障省次官。

委員／国防省次官など28人。

国家平和秩序維持団命令第59号は廃止する。

[六月二五日二二時四七分発表]

[第74号]

外国人労働者・人身売買問題調整小委員会の設置。

委員長／国軍事務総長。

副委員長／雇用局長、社会開発・福祉局長。

委員／陸軍事務総長など23人。

国家平和秩序維持団命令第60号は廃止する。

[六月二五日二二時四七分発表]

[第75号]

国営企業政策・監督委員会の設置。

委員長／国家平和秩序維持団副団長。

副委員長／国家平和秩序維持団副団長（経済担当責任者）。

委員／国家平和秩序維持団副団長（経済担当副責任者）など15人。

[六月二六日二一時〇六分発表]

[第76号]

東海岸開発委員会の設置。

委員長／国家平和秩序維持団副団長（経済担当責任者）。

委員／財務省次官など18人。

[六月二七日一九時四七分発表]

[第77号]

官僚人事。

スラサック・ガーンチャナラット国防省副次官が国防省次官に。

トラクーン・ウィニットナイパーク検察庁副長官が検察庁長官に。

パナッター・ディサクン内務省副次官が総理府次官に。

メーティニー・テープマニー情報通信技術省審議官が情報通信技術省次官に。

パーヌ・ウタイラット内務省審議官が南部国境県行政センター所長に。

ジャレー・パンプルアン下院議会副事務局長が下院議会事務局長に。

チャチャワーン・スックソムチット警察庁副長官が特別事件捜査局長に。

[六月二七日二〇時二〇分発表]

[第78号]

官僚人事。

シリラット・ラッタパーナ商業省次官が総理府顧問に。

チュティマー・ブサヤプラパッソーン商業省審議官が商業省次官に。

プラウエート・ムーンラプラムック公的部門汚職防止取締委員会事務局長が法務省次官室顧問に。

プラヨン・プリーチャーット公的部門汚職防止取締委員会副事務局長が同事務局長に。

ラーカップ・シースポット関税局長が財務省審議官に。

ソムチャイ・サッチャポン財政局長が関税局長に。

クリサダー・ヂナウィチャーラナ総理府顧問が財政局長に。

[六月二七日二二時五五分発表]

[第79号]

官僚人事。

プリーチャー・カンティヤ文化省次官が総理府顧問に。

ステーブ・リアムシリジャルーン・エネルギー省次官が総理府顧問に。

トサポーン・シリサンパン高等教育委員会事務局長が総理府顧問に。

アピチャート・ヂラウティ基礎教育委員会事務局長が総理府顧問に。

アピナン・ポサヤノン文化省副次官が文化省次官に。

アーリーポン・プーチャウム公務員制度開発委員会事務局長がエネルギー省次官に。

カムジョン・カティヤガウィ高等教育委員会副事務局長が同事務局長に。

カモン・ロードクライ基礎教育委員会副事務局長が同事務局長に。

[六月二七日二二時三七分発表]

* 以上、六月二七日（金）発表まで。

●国家平和秩序維持団の布告

[第75号]

国営企業の会長・理事長の代行。

1、国営企業の定義。

2、国営企業の会長・理事長が退任した場合、副会長・副理事長が会長・理事長を代行する。副会長・副理事長が複数いるときは取締役・理事が1人の副会長・副理事長を会長・理事長代行に選出する。副会長・副理事長がいない、または任務を果たせないときは取締役・理事が1人の取締役・理事を互選し、会長・理事長代行に選出する。

3、会長・理事長が任期により退任した場合、法律で新会長・新理事長が就任するまで留任するという規定されていても、第2項を準用し代行を置く。

4、国営企業は①1億バーツを超える投資または新プロジェクトを開始する前に、または②1億バーツを超える取引をなす前に、国家平和秩序維持団の許可を得なければならない。

[六月三〇日二〇時四七分発表]

[第76号]

布告第76号の一部改定。

六月二七日付けの布告第76号の第6項を改定する（会計検査院総裁の資格規定）。

[六月三〇日二〇時五二分発表]

[第77号]

外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターの設置の追加と沿海県の漁船で働く外国人の登録措置。

1、チャチュンサオ県、チョンブリ県、アユタヤ県、ラヨン県、ソクラー県、サムットプラカン県、スラータニ県に外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターを開設し、七月七日から業務を開始する。

2、クラビー県、チャンタブリ県、チャチュンサオ県、チョンブリ県、チュムポーン県、トラート県、トラン県、ナコンシタマラート県、ナラティワート県、プラチュアップキリカン県、パッタニー県、パンガー県、ペチャブリ県、プーケット県、ラノー県、ラヨン県、ソクラー県、サトゥン県、サムットプラカン県、サムットソクラーム県、サムットサーコン県、スラータニ県の沿海22県で漁船を登録した使用者は、登録した県の雇用事務所に漁船で働く外国人労働者の氏名、国籍、人数を七月二一日までに届け出る。

[七月三日付け／七月四日二一時四六分発表]

[第78号]

布告第75号の一部改定。

布告第75号第4項を次のように改定する。

国営企業は①1億バーツを超える投資または新プロジェクトを開始する前に、または②通常の事業ではない1億バーツを超える取引をなす前に、国家平和秩序維持団に報告する。

[七月四日二一時四七分発表]

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第80号] 未公表

[第81号]

官僚人事。

ソムチャイ・シリワタナチョート運輸省次官が総理府付き顧問に。

スティチャイ・サンカマニー国税局長が財務省審議官に。

プラウィット・キアンポン雇用局長が労働省審議官に。

ソーイティップ・トライスット運輸省副次官が運輸省次官に。

ミンクワン・ウィチャヤーランサリット天然資源・環境省副次官が天然資源・環境省次官に。

カセムサン・デンナワーソー天然資源・環境省筆頭審議官が天然資源・環境省副次官に。

チャトウポン・ブルットパット環境クオリティ振興局長が水資源局長に。

パーウィニー・ブンナガン天然資源・環境省審議官が環境クオリティ振興局長に。

スポット・トーウィチャックチャイクン天然資源・環境省副次官が天然資源・環境政策計画事務局長に。

プラソン・プーンタネート国営企業政策委員会事務局長が国税局長に。

クリット・ソムバットシリ財務省審議官が国営企業政策委員会事務局長に。

ピラパット・ポンシリルートキット労働省審議官が労働省副次官に。

スメート・マホーソット労働省副次官が雇用局長に。

[六月三〇日二〇時四八分発表]

[第82号] 未公表

[第83号] 未公表

[第84号]

官僚人事。

ウィタヤー・スリヤウオン司法事業事務局長が刑務局長に。

コーブキアット・ガシウィワット刑務局副局長が司法事業事務局長に。

ポンサパット・ポンジャルーン麻薬撲滅取締委員会事務局長が警察庁に復帰(警察庁副長官)。

プームポン・チャオワリット麻薬撲滅取締委員会副事務局長が同事務局長に。

[七月三日二〇時五四分発表]

[第85号]

水資源管理政策策定委員会の設置。

委員長／チャッチャイ・サーリガンヤ陸軍司令官補 (NCP O 経済担当副責任者)

副委員長／国家経済社会開発委員会事務局長

委員／陸軍参謀長補佐など22人。

[七月三日付け／七月四日二一時四八分発表]

* 以上、七月四日(金)発表まで。

●国家平和秩序維持団の布告

[第79号]

試験放送許可取得ラジオ局の放送開始にあたっての要件。

1、検査をパスし、国家放送・通信委員会の布告に基づく技術標準に従っている試験放送許可取得ラジオ局は放送開始を許可。

2、検査をパスしていないラジオ局は検査をパスした時に放送開始を許可、ほか。

[七月九日二一時〇五分発表]

[第80号]

周波数配分、ラジオ・テレビ事業、通信事業監督機関法の改正。

1、免許料を周波数使用免許料と事業免許料に分け、免許書交付時と毎年支払う。

2、国家放送・通信研究開発基金の資金は財務省が国家事業のために借り入れることができる。

3、基金理事会を改変し、国家平和秩序維持団団長を理事長にする。

4、本布告施行日から15日以内に周波数入札で得た資金を国庫に納入する、ほか。

[七月九日二〇時五二分発表]

[第81号]

低額の年金受給者への支援策。

年金受給者（元公務員）で年金が月額9000バーツに満たない者に対し、9000バーツとの差額を支給。

[七月一〇日二一時〇一分発表]

[第82号]

国防省の定年規定前に退官する軍人への支援金。

国防省の管轄下にある公務員で50歳以上の者は、60歳の定年前に退官する際に支援金を支給（早期退職優遇）。

[七月一〇日付け／七月一五日二一時二二分発表]

[第83号]

賭博用機械の廃棄。

スロットマシン、競馬マシン、パチンコ、ルーレットなどの賭博機械とその部品で公務機関が押収したものは廃棄処分とする。

[七月一〇日二〇時四七分発表]

[第84号]

違法武器所持者への特赦措置。

七月三〇日までに武器を提出した者は違法所持の罪を問わない。

[七月一〇日二一時一六分発表]

[第85号]

地方自治体の議員、行政者の選挙の凍結措置。

地方自治体（タムボン行政機構、県行政機構、各種自治市）の議員、行政者の任期その他による退任があっても選挙はせず、選定委員会が有識者から選定し、任命する。

[七月一〇日付け／七月一五日二時二三分発表]

[第86号]

バンコク都議、区議の選挙の凍結措置。

バンコク都議会議員、区議会議員の任期その他による退任があっても選挙はせず、選定委員会が有識者から選定し、任命する。

[七月一〇日付け／七月一五日二時四三分発表]

[第87号]

警察官の権限に係る法律の主務大臣の改正。

主務大臣を、①移民法は首相と内務大臣②道路交通法は首相③銃器・銃弾・爆発物・花火・モデルガン法は首相と内務大臣とする。

[七月一〇日付け／七月一四日二時〇九分発表]

[第88号]

国家警察法の改正。

1、警察委員会の構成変更（首相が委員長、首相が委任した副首相が副委員長に、ほか）。

2、警察公務員委員会の構成変更（首相が委員長、警察庁長官が副委員長に、ほか）。

[七月一〇日付け／七月一四日二時一分発表]

[第89号]

警察公務員任命の原則。

警察人事にあたっての優先順位を規定。①階位が上位②階位が同じ場合は期間が長いほうが上位③期間も同じ場合は、その前の階位にあった期間、以下略。

[七月一〇日付け／七月一四日二時一分二分発表]

[第90号]

外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターの設置。

バンコク都内の①ラムイントラ・スポーツセンター（バンケン区）②バンコク都青少年センター（タイ日本）（ディンデーン区）③ムアンミンティントーン市民ホール（ミンブリ区）④ルンピニ青少年センター（パトゥムワン区）⑤タウィーワタナー青少年センター（タウィーワタナー区）⑥国王84歳慶祝スポーツセンター（バンボーン区）。七月一五日から業務開始。

[七月一一日二時一三分発表]

[第91号]

マヒドン大学シリラート病院医学部の医療センター建設プロジェクトを認可。

[七月一五日二時四五分発表]

[第92号]

付加価値税率7%の1年間延長。

二〇一四年一〇月一日から二〇一五年九月三〇日まで付加価値税率を7%に据え置く。

[七月一七日二〇時五九分発表]

[第93号] 未公表

[第94号]

外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターの設置。

二〇一四年七月二二日から八月二一日までの間に、①クラビー②チャンタブリ③チュムポーン④トラン⑤トラート⑥ナコンシタマラート⑦ナラティワート⑧プラチュアアップキリカン⑨パッタニー⑩パンガー⑪ペチャブリ⑫プーケット⑬ラノー⑭サトゥーン⑮サムットソンクラームの15県に設置する。

[七月一七日付け／七月一八日二二時〇八分発表]

[第95号]

エネルギー事業監督委員会の委員任命と同委員会事務局長の解任。

クライシー・ガンナスット氏など7人の委員を任命。委員が会議を開き委員長を互選する。

[七月一七日付け]

[第96号]

苦情受付センターの設置。

全国各県に国民からの苦情を受け付けるなどの機能を持たせた「ダムロンタム・センター」を設置する。県知事が統括し、全ての省局が協力する。

[七月一八日二二時一〇分発表]

[第97号]

報道規制。

1、布告第14号、第18号を廃止。

2、各種の報道メディアで不適当な発言をさせ、報じることを禁止。

3、報道メディア関係者に対し、不適当な報道をすれば法的訴追をとると警告。

[七月一八日二二時二八分発表]

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第80号]

主要政治指導者の出国と政治活動の禁止措置。

①チャッチャート・シティパン②ウィロート・パオイン③チューサック・シリニン④ワンムハマドノー・マター⑤プロムパン・ノッパリット（＝以上、プアタイ党幹部）⑥チャトゥポーン・プロムパン⑦ナタウト・サイクア⑧ティダー・ターウォンセート⑨ウィーラガーン・ムシカポン（＝以上、UDD幹部）⑩アピシット・ウェーチャチャーワ⑪チュティ・クライルック⑫シリチョーク・ソーパー⑬ニピット・イントラソムバット⑭チャムニ・サクディセート（＝以上、民主党幹部）⑮ステーブ・トゥアクスバン⑯サーティット・ウォンノントウーイ⑰エーカナット・プロムパン⑱ソムサック・コーサイスック（＝以上、PDR C幹部）。

[七月四日付け／七月七日公表の官報に記載]

[第81号] 前号掲載

[第82号]

出頭命令。

ジョーム・ペチャラプラダップ氏など18名。

[六月三〇日命令／七月一五日付けで官報公示]

[第83号]

官僚人事。

ニポン・ペンヂャン国家経済社会諮問評議会事業局長を国家経済社会諮問評議会事務局長代行に（七月一～一五日の同事務局長の中国、韓国訪問中の期間）。

[七月二日命令／七月一五日付けで官報公示]

[第84号] 前号掲載

[第85号] 前号掲載

[第86号]

出頭命令。

①ブンルート・ケーオプラシット大将②ウィーラ・ソムクワームキット。

*カンボジアから釈放されたウィーラ氏の帰国歓迎集会（サイアム守護グループ主催）が政治集会と見なされたことによる。

[七月六日二〇時〇三分発表]

[第87号]

官僚人事。

1、チュムポン・ヂッタヤーラック・エネルギー省副次官をエネルギー省審議官に。

2、ソンポップ・ポンヂャン天然燃料局長をエネルギー省審議官に。

3、ソムヌック・バムルンサーリー・エネルギー事業取引局長をエネルギー省審議官に。

4、プラムワン・チャンポン代替エネルギー・エネルギー保全局長をエネルギー省審議官に。

5、サマーチャイ・スックスメーク・エネルギー政策企画事務局長をエネルギー省副次官に。

6、クルジット・ナコンタップ・エネルギー省副次官を天然燃料局長に。

7、ウィトウン・グラジャルーンウィラット・エネルギー取引局副局長をエネルギー取引局長に。

8、ウィーラポン・ヂラディットクン・エネルギー省筆頭審議官を代替エネルギー・エネルギー保全局長に。

9、チャワリット・ピチャーライ・エネルギー省審議官をエネルギー政策企画事務局長に。

10、ノッポン・シーソック海洋・沿岸資源局長を天然資源・環境省審議官に。

11、ブンチョーブ・スタムナサウオン森林局長を天然資源・環境省審議官に。

12、スポット・トーウィチャックチャイクン天然資源・環境政策企画事務局長を天然資源・環境省副次官に。

13、チョラティット・スラサワディ天然資源・環境省審議官を海洋・沿岸資源局長に。

- 14、ティールパット・プラユーンシット国立公園局長を森林局長に。
 15、カセームサン・ヂンナワソー天然資源・環境省副次官を天然資源・環境政策企画事務局長に。

[七月七日二時〇九分発表]

[第88号]

地方自治体助成金配分審議委員会の設置。

来年度予算における地方自治体への助成金配分を審査する委員会を設置する。

委員長／陸軍秘書官長

副委員長／陸軍副秘書官長、陸軍開発ユニット司令官

委員／地方自治振興局長など5人

[七月九日付け／七月一〇日二時一分発表]

[第89号]

タイ国鉄総裁の罷免。

プラパット・ヂョンサグアン国鉄総裁を七月一〇日付けで解任。

[七月一〇日一九時〇〇分発表]

[第90号] 未公表

[第91号]

国家貨物運送・サービス管理制度開発委員会の設置。

委員長／国家平和秩序維持団副団長（特別事業担当責任者）

副委員長／国家平和秩序維持団法律・司法制度担当責任者

委員／総理府次官など19人

[七月九日付け／七月一五日二時一分発表]

[第92号]

官僚人事。

1、ルーンワディ・スワンアモンコン矯正局長を法執行局長に。

2、ウィシット・ウィシットソラアット法執行局長を法務省次官室審議官に。

3、ガンニカー・セーントーン法務省次官室審議官を矯正局長に。

[七月一六日二〇時三九分発表]

[第93号] 未公表

[第94号]

周波数入札の延期。

国家放送通信委員会の周波数入札を本命令日から1年延期する。

[七月一七日付け]

* 以上、七月一八日（金）発表分まで。

●国家平和秩序維持団の布告

[第93号]

国家平和秩序維持団における執務者の人数規定と報酬。

1、団長付き秘書官1名、団長付き顧問1名ほか。

2、月給規定。

[七月一七日付け／七月二三日官報公示]

[第94号] 前号掲載

[第95号] 前号掲載

[第96号] 前号掲載

[第97号] 前号掲載

[第98号] 未公表

[第99号]

中小企業振興法の改定増補。

1、主務大臣を首相に変更。

2、既存の省令、布告は新たな省令、布告が施行されるまで引き続き適用。

[七月二一日二一時三七分発表]

[第100号]

BOI（投資委員会）の工業省から総理府への配置換え（省庁局改編法と投資奨励法を改定）。

1、総理府の任務に投資振興を加える。

2、総理府の管轄下に投資奨励委員会事務局を加える。

3、工業省の任務から投資奨励を外す。

4、工業省の管轄下から投資奨励委員会事務局を外す。

5、工業省投資奨励委員会事務局の権限義務、事業、資産、予算、権利、債務、拘束義務、公務員、職員、被雇用者、人員枠を総理府投資奨励委員会事務局に移管する。

6、監督大臣を工業相から首相に変更

[七月二一日二二時〇五分発表]

[第101号]

布告第71号（国家会計検査委員会の選出）の改定。

選定委員会の構成の改定。

[七月二一日二一時四五分発表]

[第102号]

地方統治形態法の改定増補。

統治担当村長補佐の役割に治安維持も加える。

[七月二一日二二時〇四分発表]

[第103号]

布告第97号（報道規制）の改定。

1、規制対象に「事実に基づかない、悪意による国家平和秩序維持団の仕事に対する批判」を加える。

2、違反者、布告に従わない者はその者が属する職業団体で職業倫理違反調査をさせる（法的訴追するとしていたのを改定）。

[七月二一日付け／七月二二日〇〇時一四分発表]

[第104号]

地方自治体の予算執行の監視。

県行政機構、自治市、タムボン行政機構の予算使用の効率性、透明性、採算性を確保するために、

- 1、県知事、郡長は管轄下にある自治体の予算使用を追跡、監督する。
- 2、その追跡・監督のため県知事または郡長は委員会を設置する。
- 3、自治体の長は500万バーツ以上の予定価格の建設工事について県知事・郡長に報告する。県知事・郡長は調査のため委員会を設置するか、専門家に調査を委託する。
- 4、疑わしい調達・雇用がある場合、県知事・郡長は調査委員会を設置する。
- 5、特別な方法による調達・雇用は県知事・郡長に報告する。

[七月二一日付け／七月二二日〇〇時三四分発表]

[第105号]

BOI（投資委員会）の構成変更。

- 1、六月六日付けの布告第55号を廃止。
- 2、国家平和秩序維持団団長を委員長、同副団長（経済担当責任者）以下13人を委員、テーウィン・ウォンワニット氏など5人を顧問、投資奨励委員会事務局長を委員兼書記とする。

[七月二一日付け／七月二二日〇〇時一分発表]

[第106号]

森林法の改定増補。

保護樹木の管理と木材加工規制の強化。罰則の強化。

[七月二一日付け／七月二二日〇〇時三一分発表]

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第90号]

国家環境委員会の設置。

- 1、委員長／国家平和秩序維持団団長。
- 2、第1副委員長／国家平和秩序維持団副団長（社会・心理担当責任者）。
- 3、第2副委員長／天然資源・環境省次官。
- 4、地位に基づく委員／国防省次官など11名。
- 5、有識者委員／ピット・ラタクン氏など8名。
- 6、天然資源・環境省副次官が委員兼書記。
- 7、天然資源・環境政策企画事務局長が委員兼副書記。

[七月二〇日付け／七月二一日官報公示]

[第91号] 前号掲載

[第92号] 前号掲載

[第93号]

パチャラワート・ウォンスワン警察大将の退官措置の見直し。

二月の中央行政裁判所の判決に従い同警察大将に対する退官措置を撤回。

[七月一七日付け／七月二三日官報公示]

[第94号] 前号掲載

[第95号]

官僚人事。

- 1、スラサック・リアンクルア外国取引局長を総理府審議官に。
- 2、ソムチャート・ソーイトーン内国取引局長を商業省審議官に。
- 3、ドゥワンプーン・ロードパヤー商業顧問を外国取引局長に。
- 4、ヂタナー・チャイヤワンガン国際通商交渉局副局長を内国取引局長に。

[七月一九日一四時一三分発表]

[第96号]

南部国境県問題解決推進委員会の設置。

- 1、委員長／陸軍副司令官。
- 2、委員／総理府次官など15名。
- 3、委員兼書記／国家安全保障会議事務局長。
- 4、委員兼副書記／南部国境県行政センター所長、国家安全保障会議副事務局長、国内治安維持本部第5実践センター所長。

[七月二一日二〇時五一分発表]

[第97号]

国営企業政策・監督委員会の権限の改定。

- 1、不正・汚職の疑いの国営企業のプロジェクトがある場合、中止命令を出すよう国家平和秩序維持団に提言する。
- 2、国営企業政策・監督委員会の権限は憲法に基づく内閣が発足した後も継続する。

[七月二一日二一時二一分発表]

[第98号]

官僚人事。

- 1、ナタポン・ナッタソムブーン工場局長を工業省特別審議官に。
- 2、パス・ローハラチュン工業省副次官を工場局長に。
- 3、チャーンチャイ・スウィスタクン運輸省審議官を運輸省副次官に。
- 4、ソラサック・セーンソムバット港湾局長を運輸省審議官に。
- 5、ヂュラー・スクマノップ運輸・交通政策企画事務局長を港湾局長に。
- 6、ピーラポン・ターウォンスクジャルーン運輸・交通政策企画事務局副事務局長を同局長に。

[七月二一日二一時三三分発表]

[第99号]

官僚人事。

- 1、パティマー・ヂーラペート中小企業振興事務局長を解任。
- 2、ウィモンガン・ゴースマート中小企業振興事務局副事務局長を同事務局長代行に。

[七月二一日二三時五〇分発表]

* 以上、七月二五日（金）発表分まで。

●国家立法議会議員を任命する仏暦2557年暫定憲法に基づく布告

プミポンアドンヤデート国王は仏暦2557年タイ王国憲法（暫定版）の第6条に基づき、次のように200人の国家立法議会議員を任命する。

（200人の議員のうち現役・退役軍人が105人、警察官僚が10人、元上位員議員、大学学長、財界人など文民が85人）

[七月三一日付け]

●国家平和秩序維持団の布告

[第98号] 未公表

[第107号] 未公表

[第108号] 未公表

[第109号] 未公表

[第110号] 未公表

[第111号] 未公表

[第112号] 未公表

[第113号] 未公表

[第114号] 未公表

[第115号] 未公表

[第116号] 未公表

[第117号] 未公表

[第118号]

外国人労働者・人身売買問題解決における追加臨時対策（臨時許可書の期限延期措置ほか）

1、六月二五日付けの布告第70号に基づき設置されたカンボジア人労働者帰還受け入れセンターは、チャンタブリ県、サケーオ県で一〇月三一日まで引き続き業務を継続する。

2、カンボジア人労働者の帰還、就労の意思の届出期間を一〇月三一日まで延期。

3、外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターで交付を受けた臨時就労許可書の期限を二〇一五年三月三一日まで延期する（当初は2か月としていた）。

ミャンマー、ラオス、カンボジアの労働者は、国籍証明のための国境通過の際に暫定就労許可書を（証明書として）使用できる。

4、外国人労働者の登録期限が終了した後、違法就労の捜査、法の執行を強化する。

[七月三一日付け]

[第119号]

国家改革会議メンバー選出委員会への推薦の原則

利潤を追求しない法人による推薦について、法人が政党の場合は党首が推薦人になる。

[八月一日付け]

●命令

[第20号] 未公表
[第21号] 未公表
[第100号] 未公表
[第101号] 未公表
[第102号] 未公表
[第103号] 未公表
[第104号] 未公表
[第105号] 未公表
[第106号] 未公表
[第107号] 未公表
[第108号]

週刊プーチャカーン新聞への警告

週刊プーチャカーン（ASTVマネジャー）紙の第251号（七月二日～八月一日）の内容が布告第97号及び布告103号に違反していることにより、当該紙が加盟する協会は職業倫理の調査を実施し、その結果を国家平和秩序維持団に報告するように。

[七月二六日付け]

[第109号] 未公表

[第110号]

運輸インフラ顧問委員会の設置

- 1、委員長／国家平和秩序維持団団長
- 2、副委員長／国家平和秩序維持団副団長（経済担当責任者）
- 3、委員／国家平和秩序維持団経済担当副責任者など20人
- 4、委員兼書記／運輸交通政策企画事務局長

[七月二九日付け]

* 以上、八月一日（金）発表分まで。

●国家平和秩序維持団の布告

[第98号] 未公表

[第107号]

国家経済社会諮問会議の議員の退任

[七月二日付け]

[第108号] 未公表

[第109号] 未公表

[第110号] 未公表

[第111号]

国家警察法改正
地域社会、コミュニティでの業務にあたって地方自治体、民間機関との協力を規定。

[七月二一日付け]

[第112号]

仏暦二五四二年・国の職員の麻薬関与防止についての総理府規約の改正委員会規定の改正。

[七月二一日付け]

[第113号]

特別宝くじ下2桁・3桁当選賞金の所得税免除

[七月二一日付け]

[第114号]

国家警察法改正

位階を持たない警察公務員の新設。

[七月二一日付け]

[第115号]

刑事訴訟法典の改正

捜査警察官の管轄の問題の決定権限、送検にあたっての被疑者の移送規定の改正、ほか。

[七月二一日付け]

[第116号]

麻薬犯掃討対策法の改正

委員会は逮捕前に被疑者の財産捜査を命じることができる、ほか。

[七月二一日付け]

[第117号]

外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターの追加設置

53県（これまでに設置されていない県全て）に、二〇一四年七月二八日～二〇一五年三月三十一日の期間中に外国人労働者登録サービス・ワンストップセンターを設置する。

[七月二一日付け／八月八日官報公示]

[第118号] 前号掲載

[第119号] 前号掲載

[第120号] 未公表

[第121号]

国家改革会議メンバー選定委員会の設置

[政治分野] プラウィット・ウォンスワン大将（国家平和秩序維持団顧問団長）など7名。

[公務管理（官僚機構）分野] ウィサヌ・クルアガム国家平和秩序維持団法律顧問、ミーチャイ・ルチュパン元上院議長など7名。

[法律・司法プロセス分野] ポンペット・ウィットチョラチャイ国家立法会議議長など7名。

[地方統治分野] アヌポン・パオチンダー大将（元陸軍司令官）など7名。

〔教育分野〕 ヨンユット・ユッタウォン元科学技術大臣など7名。

〔経済分野〕 ナロンチャイ・アカラセラニー国家立法議員（元商業相）、チヨークチャイ・アカサラナン元タイ工業連盟会長、ノッポーン・テープシッター船主協会会長など7名。

〔エネルギー分野〕 プリディヤトーン・テーワクン元中央銀行総裁、プラサート・ブンサムパン国家立法議員（元PTT社長）など7名。

〔保健・環境分野〕 イティポン・スパウォン空軍大将など7名。

〔マスコミ分野〕 ノパドン・インパンヤー国家立法議員など7名。

〔社会分野〕 ソムキット・チャトゥシーピタック元財務大臣など7名。

〔その他分野〕 ダーポン・ラタナスワン元陸軍副司令官、コープカーン・スリヤサット・ワタナワラーンクーン国家立法議員（タイ東芝会長）など7名。

〔八月一三日付け〕

●命令

〔第20号〕 未公表

〔第21号〕 未公表

〔第100号〕

外国人労働者・人身売買問題追跡調査作業部会の設置

部会長／労働省次官、副部会長／社会開発・人間安全保障省副次官、バンコク都庁副次官、部会メンバー／統治局長など8名、書記／雇用局外国人労働者管理事務所長。

〔七月二一日付け〕

〔第101号〕

外国人労働者・人身売買問題管理追跡調査チームの設置

県知事を長とし、12人で構成する調査チームを各県に設置。

〔七月二一日付け〕

〔第102号〕 未公表

〔第103号〕 未公表

〔第104号〕 未公表

〔第105号〕

キャッサバいも政策・管理委員会の設置

委員長／商業大臣、委員／商業省次官など15名、委員兼書記／内国取引局長。

〔七月二三日付け〕

〔第106号〕

タピオカ製品放出検討小委員会の設置

委員長／外国取引局長、委員／内国取引局代表など5名、委員兼書記／外国取引局副局長。

〔七月二三日付け〕

〔第107号〕

食品政策委員会の設置

委員長／商業大臣、委員／内務省次官など5名、委員兼書記／内国取引局長。

[七月二四日付け]

[第108号] 前号掲載

[第109号]

特別経済開発区政策委員の追加

国家平和秩序維持団の経済担当責任者（プラヂン・ジャントーン空軍大将）と副責任者（チャッチャイ・サーリガラヤ陸軍大将）を委員に。

[七月二八日付け／八月九日官報公示]

[第110号] 前号掲載

[第111号] 未公表

[第112号] 未公表

[第113号] 未公表

[第114号] 未公表

[第115号]

仏教上の問題防止解決委員会の設置

委員長／国家平和秩序維持団副団長（特別事業責任者）、副委員長／内務省次官、委員／法務省次官など7名、委員兼書記／国家仏教庁事務局長。

[八月八日付け／八月一四日発表]

* 以上、八月一五日（金）発表分まで。

●国家平和秩序維持団の布告

[第98号] 未公表

[第108号]

麻薬に係る法律違反容疑者のリハビリ・更生

[七月二一日付け]

[第109号]

麻薬防止取締法の改定増補

麻薬防止取締委員会の構成、権限義務などの改正。

[七月二一日付け]

[第110号]

刑務所法の改定増補

1、服役囚との現金、禁止物品の受け渡しをした者は5年以下の禁錮、または10万バーツの罰金、もしくはその併科。刑務官であればその3倍罰。

[七月二一日付け]

[第120号] 未公表

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第102号] 未公表

[第103号] 未公表

[第104号] 未公表

[第111号]

命令第85号の改定増補

水資源政策管理委員会設置についての国家平和秩序維持団命令第85号の内容のうち会議手当引き出しの部分を改正。

[八月一日付け]

[第112号]

技術革新制度開発顧問委員会の設置

委員長／国家平和秩序維持団団長、委員／国家平和秩序維持団副団長（経済担当責任者）など15名、委員兼書記／国家科学技術開発事務局長。

[八月五日付け]

[第113号]

国家平和秩序維持団での勤務者の任命。

ウィラ・ローチャナワート陸軍少将、カナン・チャイチャナ氏、ナチャターノン・ループカチョン女史。

[八月五日付け]

[第114号]

経済問題開発官民合同委員会の委員増員

国家平和秩序維持団副団長（安全保障担当責任者）など5名。

[八月六日付け]

[第115号] 前号掲載

[第116号]

メイズ・キャッサバ・パーム椰子・サトウキビ4品目を経済作物とする戦略策定合同小委員会の設置

委員長／チャッチャイ・サーリガラヤ陸軍大将（国家平和秩序維持団経済担当副責任者）、副委員長／国家経済社会開発委員会（NESDB）事務局長、委員／財務省代表など10名、委員兼書記／農業・協同組合省次官。

[八月一四日付け]

* 以上、八月二二日（金）発表分まで。

●国家平和秩序維持団の布告

[第98号] 未公表

[第120号]

中小企業振興委員会の構成変更

六月一〇日付けの布告第61号を廃止し、以下のように構成する。

委員長／プラユット・チャンオーチャー国家平和秩序維持団（NCP O）団長。

副委員長／プラチン・チャントーン国家平和秩序維持団（NCP O）副団長（経済担当責任者）。

委員／チャッチャイ・サーリガラヤ国家平和秩序維持団（NCP O）経済担当副責任者など20名。

[八月六日付け]

*布告は第121号まで掲載済み

●命令

[第20号] 未公表

[第21号] 未公表

[第102号] 未公表

[第103号] 未公表

[第104号] 未公表

[第117号] 未公表

[第118号]

国の競争力開発開発委員会の設置

委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）団長。

副委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）副団長（経済担当責任者）。

委員／国家経済社会開発委員会委員長など12名。

[八月一九日付け／八月二九日官報公示]

[第119号]

法律面の作業審査委員会の設置

委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）法律担当責任者。

副委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）法律担当副責任者。

委員／ウィサヌ・クルアガーム氏など15名。

[八月二三日付け／八月二九日官報公示]

[第120号]

～ [第171号] 未公表

[第172号]

米政策・管理委員会の設置

委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）団長。

副委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）副団長（経済担当責任者）。

委員／国家経済社会開発委員会委員長など15名。

[六月六日付け／八月二九日官報公示]

[第173号]

米製品生産・マーケティング対策検討小委員会の設置

委員長／国家平和秩序維持団（NCP O）副団長（経済担当責任者）。

副委員長／農業・協同組合省次官など4名。
委員／国家経済社会開発委員会事務局長など18名。

〔六月六日付け／八月二九日官報公示〕

〔第175号〕

米放出検討小委員会の設置

委員長／商業省次官。

委員／財務省副次官など9名。

〔六月六日付け／八月二九日官報公示〕

〔第176号〕

国の保管米帳簿作成小委員会の設置

委員長／財務省次官。

副委員長／農業・協同組合省次官など2名。

委員／外国貿易局長など9名。

〔六月六日付け／八月二九日官報公示〕

〔第177号〕

国の保管米量・品質検査小委員会の設置

委員長／総理府次官。

副委員長／商業省次官。

委員／警察庁長官など20名。

〔六月六日付け／八月二九日官報公示〕

〔第178号〕

米政策管理委員会の権限の追加

過去の政権における稲作農民支援策の追跡、検査権限。

〔七月三十一日付け／八月二九日官報公示〕

*以上、九月五日（金）発表分まで。